

24建第 867 号
平成24年12月5日

関係団体の長 様

長崎県土木部建築課長
(公印省略)

平成24年度 建築・住宅現場一斉安全パトロールの実施について（通知）

晩秋の候、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本県の建築・住宅行政にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、建築・住宅工事の事故防止対策については、貴団体におかれましても日頃より貴下会員への御指導をいただいているところですが、残念ながら昨年度から工事関係者事故や公衆災害が多発しています。

このことを踏まえ、これから年末年始の忙しい時期を迎え、事故が起こりやすい状況も予想されるため、別添実施要領のとおり建築課長及び住宅課長をはじめとする監督職員等による工事現場の一斉安全パトロールを実施することとなりました。

つきましては、貴下会員に対して標記安全パトロールへの協力となお一層の安全対策の徹底を御指導いただきますようお願いいたします。

□担当：土木部建築課計画指導班 荒木
TEL：095-894-3095

平成24年度 建築・住宅現場一斉安全パトロール実施要領

長崎県土木部建築課・住宅課

1. 点検の目的

最近多発している「墜落・転落事故」の防止を重点項目とし、工事担当課長をはじめ監督職員等による工事現場の一斉安全パトロールを実施し、現場における危険箇所・安全対策などについて点検・指導を行うことにより工事現場の安全向上を図ることを目的とする。

2. 点検時期

12月10日（月）～12月21日（金）

3. 点検対象工事の選定

- ① 原則として点検時期に稼動中のすべての工事を対象とする。ただし、竣工間近等で足場（脚立等の簡易足場を含む）を使用しない工事を除く。
- ② 各発注機関は、選定結果を様式一1により平成24年12月10日（月）までに建築課計画指導班あて報告する。

4. 点検内容

別添様式3「安全点検実施シート」による。

5. 点検方法

原則として監督職員により点検する。ただし、できるだけ担当課長又は担当課長補佐等が立会うものとする。

6. 不備・改善事項等の措置

点検時に不備を発見した場合は、速やかに改善を指示し、様式4により改善報告を受けること。

7. 点検結果

点検結果については、各発注機関ごとに集計を行い、とりまとめた結果を様式一2（様式3及び様式4を添付）により平成25年1月9日（水）までに建築課計画指導班あて報告する。

8. 報告先

様式1、様式2、様式3及び様式4は下記メールアドレス宛報告すること。
建築課計画指導班 担当：荒木 o.araki@pref.nagasaki.lg.jp

9. その他

今後発注する工事等で点検時期をはずれる現場は、「完全点検実施シート」等を活用して監督職員による安全点検を随時実施すること。